

府 食 第 9 5 9 号 平成18年11月30日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫 殿

食品安全委員会 委員長 寺田



## 食品健康影響評価の結果の通知について

平成 18 年 4 月 21 日付け厚生労働省発食安第 0421002 号及び平成 18 年 7 月 18 日付け厚生労働省発食安第 0718038 号をもって貴省から当委員会に対して求められたイベルメクチンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細をまとめたものは別紙のとおりです。

記

イベルメクチンの1日摂取許容量を0.001mg/kg体重/日と設定する。

# 動物用医薬品評価書

イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口 投与剤(エクイバランゴールド)の食品健康影響評価について

2006年11月

食品安全委員会

# <目次>

																				Ē	Į
1 . イベルメクチンについて		,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
2 . プラジクアンテルについて			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
3 . エクイバランゴールドについて		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
4 . 安全性に関する知見等について		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
5 . 食品健康影響評価について		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
	。则法口为																				
	<別添目次>																				
1 . 薬剤の概要						•	•				•	•	•		•					-	1
2. 毒性試験の概要																				1	1
2-1.吸収・分布・代謝・排泄		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		1	1
2-2.毒性試験		•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•		6	5
(1)急性毒性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	5
(2)亜急性毒性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	5
(3)慢性毒性試験/発がん性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	3
(4)繁殖毒性試験及び催奇形性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	3
(5)遺伝毒性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 (	)
(6)一般薬理試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 1	1
(7)局所刺激性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 2	2
(8)免疫毒性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 2	2
(9)ヒトにおける知見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 2	2
(10)その他		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 3	3
3.食品健康影響評価について		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 4	1
4.参考文献		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 6	5

### 審議の経緯

平成18年 4月24日 農林水産大臣及び厚生労働大臣から食品健康影響評価に ついて要請、関係書類の接受

平成18年 4月27日 第141回食品安全委員会(要請事項説明)

平成18年 4月28日 第52回動物用医薬品専門調査会 第55回動物用医薬品専門調査会 平成18年 6月23日

平成18年 7月18日 厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係

書類の接受(24条2項関連)

第153回食品安全委員会(要請事項説明)

第57回動物用医薬品専門調査会

第59回動物用医薬品専門調査会

- 10月27日 国民からの意見情報の募集

動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員

会へ報告

第169回食品安全委員会

同日付で食品安全委員会委員長から厚生労働大臣、農

林水産大臣に通知

食品安全委員会委員

平成18年 7月20日

平成18年 9月 5日

平成18年 9月28日

平成18年11月29日

平成18年11月30日

平成18年

7月26日

H18.6.30 まで H18.7.1 から

委員長 寺田 雅昭 寺田 雅昭 委員長 委員長代理 寺尾 允男 委員長代理 見上 彪

小泉 直子 小泉 直子 坂本 元子 長尾 拓 中村 靖彦 野村 一正 畑江 敬子 本間 清一

見上 彪 本間 清一

食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員

三森 国敏 座 長 井上 松久 座長代理

青木 宙 津田 修治 寺本 昭二 博臣 明石 江馬 眞 長尾 美奈子

> 大野 泰雄 中村 政幸 小川 久美子 林 眞 渋谷 藤田 淳 正一 緑

嶋田 甚五郎 吉田 鈴木 勝士

# イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイバランゴールド) の食品健康影響評価について

食品安全委員会は食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条 1 項第 8 号の規定に基づき農林水産大臣から「イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイバランゴールド)」、同法第 24 条 1 項第 1 号及び同法第 24 条 2 項の規定に基づき厚生労働大臣から「イベルメクチン」、「プラジクアンテル」について、意見を求められた。(平成 18 年 4 月 24 日、平成 18 年 7 月 18 日関係書類を接受)

### 1. イベルメクチンについて<sup>(1),(2)</sup>

イベルメクチンは Streptomyces avermitilis の特定の株が産生するアベルメクチン類に由来する半合成化合物で、2 種の化合物の混合物である。アベルメクチン類は線虫や節足動物に非痙攣性の麻痺を誘発する。作用機作としては、膜貫通性のグルタミン酸開口型 CI イオンチャネルに作用して CI イオンの膜透過性を増加させ、神経細胞や筋肉細胞の膜を過分極させるものと考えられている。動物用の内寄生虫の駆除剤として世界各国で広く利用されている。また、ヒト用医薬品としても古くから世界的に使用されている。

### 2.プラジクアンテルについて(1),(2)

プラジクアンテルはピラジノイソキノリンのラセミ誘導体で種々の条虫や吸虫に有効な駆虫薬であり、寄生虫の外被(被膜)に作用し、カルシウムイオンの流入を促進して虫体筋肉の収縮、痙攣性麻痺を含めた種々の二次的な生化学的反応を起こす。国内ではスズキ目魚類のはだむしの駆除、EU ではヒツジ、ウマの寄生虫の駆除に対して使用が認められている。また、ヒト用医薬品としても古くから世界的に使用されている。

### 3.エクイパランゴールドについて<sup>(1)</sup>

製剤の内容については次の通りである。

### 丰割

主剤はイベルメクチン及びプラジクアンテルである。

#### 効能・効果

効能・効果は馬に寄生する大円虫、小円虫、馬回虫及び条虫の駆除である。

### 用法·用量

馬体重1kg当たり製剤12.9mg(イベルメクチン0.2mg、プラジクアンテル1gを含む)を経口投与する。休薬期間は27日である。

### その他

粘稠化剤、抗酸化剤、溶剤が使用されているが、いずれも食品添加物、化粧品、あるいは 医薬品における使用歴があり、製剤中の含有量もご〈微量である。

### 4. 安全性に関する知見等について(3),(4),(5),(6)

イベルメクチンあるいはプラジクアンテルを主剤とする製剤は、上記の通りすでに国内で使用されている。イベルメクチンについては、平成7年に厚生省(当時)において1µg/kg体重/日のADIが設定されており、平成18年に食品安全委員会としてもこれを見直す必要はないとしたところである。プラジクアンテルについては、EMEAで0.17mg/kg体重/日のADIが設定されているが、

JECFA等国際機関における評価は行われていない。また、日本においては暫定基準<sup>1</sup>が設定されているが、ADIの設定はされていない。なお、本製剤は馬に経口投与されるが、イベルメクチンのMRLを順守するために設定された使用条件下において、プラジクアンテルの肉、脂肪等の食用部における残留量は検出下限未満であることが確認されている。

### 5.食品健康影響評価について

本製剤は馬に経口投与されるが、日本においてプラジクアンテルのADIは設定されておらず、 馬における使用歴もないことから、プラジクアンテルのADI設定について別添の通り評価を実施した。イベルメクチンについては1µg/kg体重/日のADIがすでに設定されている。

また、イベルメクチンとプラジクアンテルを含む製剤を投与した試験の結果から、薬物動態に相互作用は認められず、急性毒性について相乗作用は認められていない。さらに、適切に使用される限りイベルメクチンとプラジクアンテルが同時に残留する可能性はないと考えられる。

エクイバランゴールドの食品健康影響評価については、ADIとして次の値を採用することが 適当と考えられる。

> イベルメクチン 0.001mg/kg体重/日 プラジクアンテル 0.30mg/kg体重/日

暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

### 5. < 参考文献 >

- (1)エクイバランゴールド輸入承認申請書添付資料:起源又は開発の経緯(未公表)
- (2)グッドマンギルマン薬理学
- (3)エクイバランゴールド輸入承認申請書添付資料:残留試験に関する資料(未公表)
- (4)厚生省食品衛生調査会資料
- (5)EMEA: COMMITTEE FOR VETERINARY MEDICINAL PRODUCTS, PRAZIQUANTEL,
- SUMMARY REPORT(1), 1996.
- (6)イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメックトピカル)の再審査に係る食品健康影響評価について

 $<sup>^{1}</sup>$ 平成  $_{17}$  年厚生労働省告示第  $_{499}$  号によって新たに定め $_{5}$ れた基準

# 動物用医薬品評価書

イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス)の食品健康影響評価について

2006年11月

食品安全委員会

# <目次>

																				頁	Į
1 . イベルメクチンについて			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	)
2 . プラジクアンテルについて			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	}
3 . エクイマックスについて		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	)
4 . 安全性に関する知見等について		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	)
5 . 食品健康影響評価について		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	Ļ
	<別添目次>																				
	13370" H 17(2																				
1.薬剤の概要				•		•	•			•	•	•	•	•		•				1	
2 . 毒性試験の概要		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	
2-1.吸収・分布・代謝・排泄		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	
2-2.毒性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	;
(1)急性毒性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	;
(2)亜急性毒性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	;
(3)慢性毒性試験/発がん性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	}
(4)繁殖毒性試験及び催奇形性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	}
(5)遺伝毒性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 0	)
(6)一般薬理試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 1	
(7)局所刺激性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 2	)
(8)免疫毒性試験		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 2	)
(9)ヒトにおける知見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 2	)
(10)その他		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 3	)
3.食品健康影響評価について		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 4	Ļ
4.参考文献		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 6	;

### 審議の経緯

平成18年 4月24日 農林水産大臣及び厚生労働大臣から食品健康影響評価に ついて要請、関係書類の接受 平成18年 4月27日 第141回食品安全委員会(要請事項説明) 平成18年 4月28日 第52回動物用医薬品専門調査会 平成18年 6月23日 第55回動物用医薬品専門調査会 平成18年 7月18日 厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係 書類の接受(24条2項関連) 平成18年 7月20日 第153回食品安全委員会(要請事項説明) 平成18年 7月26日 第57回動物用医薬品専門調査会 平成18年 9月 5日 第59回動物用医薬品専門調査会 平成18年 9月28日 - 10月27日 国民からの意見情報の募集 動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員 平成18年11月29日 会へ報告 平成18年11月30日 第169回食品安全委員会 同日付で食品安全委員会委員長から厚生労働大臣、農 林水産大臣に通知

食品安全委員会委員

H18.6.30 まで H18.7.1 から

 委員長
 寺田 雅昭

 委員長代理
 寺田 雅昭

 委員長代理
 見上 彪

 小泉
 直子

 小泉
 直子

 坂本
 元子

 中村
 靖彦

 本間
 清一

 見上
 彪

 九五
 記

 長尾
 拓

 町江
 敬子

 東門
 本間

 清一
 本間

#### 食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員

 座
 長
 三森
 国敏

 座長代理
 井上
 松久

 青木 宙
 津田 修治

 明石 博臣
 寺本 昭二

 ER 美奈

 江馬
 眞
 長尾
 美奈子

 大野
 泰雄
 中村
 政幸

 小川
 久美子
 林
 眞

 渋谷 淳
 藤田 正一

 嶋田 甚五郎
 吉田 緑

鈴木 勝士

# イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス)の食品健康影響評価について

食品安全委員会は食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条 1 項第 8 号の規定に基づき農林水産大臣から「イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス)」、同法第 24 条 1 項第 1 号及び同法第 24 条 2 項の規定に基づき厚生労働大臣から「イベルメクチン」、「プラジクアンテル」について、意見を求められた。(平成 18 年 4 月 24 日、平成 18 年 7 月 18 日関係書類を接受)

### 1. イベルメクチンについて<sup>(1),(2)</sup>

イベルメクチンは Streptomyces avermitilis の特定の株が産生するアベルメクチン類に由来する半合成化合物で、2 種の化合物の混合物である。アベルメクチン類は線虫や節足動物に非痙攣性の麻痺を誘発する。作用機作としては、膜貫通性のグルタミン酸開口型 CI イオンチャネルに作用して CI イオンの膜透過性を増加させ、神経細胞や筋肉細胞の膜を過分極させるものと考えられている。動物用の内寄生虫の駆除剤として世界各国で広く利用されている。また、ヒト用医薬品としても古くから世界的に使用されている。

# 2.プラジクアンテルについて(1),(2)

プラジクアンテルはピラジノイソキノリンのラセミ誘導体で種々の条虫や吸虫に有効な駆虫薬であり、寄生虫の外被(被膜)に作用し、カルシウムイオンの流入を促進して虫体筋肉の収縮、痙攣性麻痺を含めた種々の二次的な生化学的反応を起こす。国内ではスズキ目魚類のはだむしの駆除、EU ではヒツジ、ウマの寄生虫の駆除に対して使用が認められている。また、ヒト用医薬品としても古くから世界的に使用されている。

# 3.エクイマックスについて(1)

製剤の内容については次の通りである。

### 丰割

主剤はイベルメクチン及びプラジクアンテルである。

#### 効能・効果

効能・効果は馬に寄生する大円虫、小円虫、馬回虫及び条虫の駆除である。

### 用法·用量

馬体重1kg当たり製剤10.7mg(イベルメクチン0.2mg、プラジクアンテル1.5gを含む)を経口投与する。休薬期間は35日である。

### その他

粘稠化剤、着色料、賦形剤が使用されているが、いずれも食品添加物、化粧品、あるいは 医薬品における使用歴があり、製剤中の含有量もご〈微量である。

# 4. 安全性に関する知見等について(3),(4),(5),(6)

イベルメクチンあるいはプラジクアンテルを主剤とする製剤は、上記の通りすでに国内で使用されている。イベルメクチンについては、平成7年に厚生省(当時)において1μg/kg体重/日のADIが設定されており、平成18年に食品安全委員会としてもこれを見直す必要はないとしたところである。プラジクアンテルについては、EMEAで0.17mg/kg体重/日のADIが設定されているが、

JECFA等国際機関における評価は行われていない。また、日本においては暫定基準<sup>1</sup>が設定されているが、ADIの設定はされていない。なお、本製剤は馬に経口投与されるが、イベルメクチンのMRLを順守するために設定された使用条件下において、プラジクアンテルの肉、脂肪等の食用部における残留量は検出下限未満であることが確認されている。

### 5.食品健康影響評価について

本製剤は馬に経口投与されるが、日本においてプラジクアンテルのADIは設定されておらず、 馬における使用歴もないことから、プラジクアンテルのADI設定について別添の通り評価を実施した。イベルメクチンについては1µg/kg体重/日のADIがすでに設定されている。

また、イベルメクチンとプラジクアンテルを含む製剤を投与した試験の結果から、薬物動態に相互作用は認められず、急性毒性について相乗作用は認められていない。さらに、適切に使用される限りイベルメクチンとプラジクアンテルが同時に残留する可能性はないと考えられる。

エクイマックスの食品健康影響評価については、ADIとして次の値を採用することが適当と考えられる。

イベルメクチン 0.001mg/kg体重/日 プラジクアンテル 0.30mg/kg体重/日

暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

#### 5. <参考文献 >

- (1)エクイマックス輸入承認申請書添付資料:起源又は開発の経緯(未公表)
- (2)グッドマンギルマン薬理学
- (3)エクイマックス輸入承認申請書添付資料:残留試験に関する資料(未公表)
- (4)厚生省食品衛生調査会資料
- (5)EMEA: COMMITTEE FOR VETERINARY MEDICINAL PRODUCTS, PRAZIQUANTEL,
- SUMMARY REPORT(1), 1996.
- (6) イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメックトピカル)の再審査に係る食品健康影響評価について

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>平成 17 年厚生労働省告示第 499 号によって新たに定められた基準